

役員報酬基準

令和2年10月24日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この基準は学校法人天王寺学館（以下「法人」という）の役員に関する事項について定める。

(役員定義と適用範囲)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは報酬等職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬には就業規則上の給与規程に基づくものを含まない。

第2章 役員報酬

(役員報酬総額の決定方法)

第3条 各役員報酬の予算総額は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会にて決定する。

(常勤役員報酬の決定基準)

第4条 常勤役員各人の報酬は、第3条の予算総額の範囲内で別表1から理事会にて決定する。

(非常勤役員報酬算定)

第5条 非常勤役員各人の報酬は、第3条の予算総額の範囲内で別表2から理事会にて決定する。

(役員報酬の構成)

第6条 役員報酬は、原則として役員報酬のみとし、賞与は支給しない。

- 2 役員が職員職務を兼務しているときは、役員報酬と職員給与に分けて支給する場がある。

(役員報酬の改定)

第7条 役員各人の報酬は、法人の経営内容、役員本人の成果を考慮し、原則として毎年度見直しを行う。

- 2 任期の途中で役位の変更があった場合は、新役位就任の月から改訂を行うものとする。その際には、日割り計算を行わず1カ月分を支給する。

(役員報酬の臨時改定措置)

第8条 法人の業績その他の理由により、理事会の決定に基づき、臨時に役員報酬の改定措置を講じることがある。

第3章 支払方法等

(支払方法)

第9条 第4条、第5条に基づく役員報酬は原則、毎月25日に本人の同意を得て本人の指定する銀行口座へ振り込むことによって支給する。

(控除)

第10条 役員報酬から法令等の定めるところによる控除を行う。

(本基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会にて決定する。

附則

- 1 平成19年1月1日施行の役員報酬規程は廃止する。
- 2 平成25年4月1日施行の役員報酬規程は廃止する
- 3 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 令和2年10月24日の理事会にて第3条及別表2の軽微な修正を決議

別表 1

| | 理事長 | 理事 | |
|-------|---------|---------|-----------|
| 号俸ピッチ | 120,000 | 120,000 | 単位円/年額 |
| 号俸範囲 | 0~250 | 0~170 | 0号俸0円とする。 |

別表2

| | 非常勤役員 | |
|-------|--------|-----------|
| 号俸ピッチ | 12,000 | 単位円/年額 |
| 号俸範囲 | 0~400 | 0号俸0円とする。 |